

4章. 土地区画整理事業, 市街地再開発事業, 道路, 公園, 駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

中心市街地は, 東西方向に J R 山陽本線及び山陽新幹線と国道 2 号という交通幹線軸があり, 南北方向の交通幹線軸として, J R 三原駅前から三原港に至る道路の他, 東に県道尾道三原線, 西に県道三原東城線がある。

中心市街地には平成 29 (2017) 年に築城 450 周年を迎える三原城跡があるが, 濠, 天主台跡, 船入櫓跡, 中門跡は市街地に分散して存在する。これらの史跡を有機的に繋ぐ動線の整備も中心市街地内の回遊性の向上と併せ必要である。

また, 中心市街地活性化のために, 三原城跡周辺の環境整備も含め, J R 三原駅前のペアシティ三原東館跡地 (以下「駅前東館跡地」という。), 港湾エリア, 商店街等を有効的に活用することが必要である。

(2) 市街地の整備改善のための事業の必要性

このような現状から, 中心市街地の活性化に向けて, 市街地の面的な機能の向上や賑わいづくりなどを図るため, 市街地の整備改善事業として, 三原城跡周辺整備事業, 道路の歩道改良や交通安全対策としてのバリアフリー化などによる道路改良事業を実施し, 回遊性を確保するための整備を行う。

また, 駅前東館跡地への民間活力導入による新たな集客拠点の整備などを実施する。

これらの事業により, 快適な歩行者回遊空間・居住環境の整備, 賑わい・交流空間の整備など, 一体的な事業の推進を図ることが必要である。

(3) フォローアップの考え方

毎年度, 基本計画に位置付けた事業の進捗調査を行い, 必要に応じて, 事業の促進などの改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 交通安全施設等整備事業</p> <p>●内容 バリアフリー工事 6 路線 (歩道改良, 交通安全対策) L=1, 370m</p> <p>●位置 港町, 城町, 本町, 館町</p> <p>●実施時期 平成 19 年度～平成 30 年度</p>	三原市	<p><位置付け> 道路の歩道改良, 交通安全対策としてのバリアフリー工事を行い, 安全, 快適な歩行者空間を創出し, 歩いて楽しい, 暮らしやすいまちを形成する。</p> <p><必要性> 来街者の増加, 集客力及び回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(道路事業)</p> <p>●実施時期 平成 28 年度 ～平成 30 年度</p>	
<p>●事業名 街路本町古浜線 4 工区道路改良事業</p> <p>●内容 道路改良 L=150m, W=16m, 一部道路照明又は街路灯設置</p> <p>●位置 本町</p> <p>●実施時期 平成 21 年度～平成 29 年度</p>	三原市	<p><位置付け> 三原城跡周辺道路の拡幅と歩道整備により, 通学路の安全確保や, 安心・快適な歩行者空間を創出することで, 歩いて楽しい, 暮らしやすいまちを形成する。</p> <p><必要性> 街なか居住の推進, 来街者の増加, 集客力及び回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 防災・安全交付金 (道路事業(街路))</p> <p>●実施時期 平成 27 年度 ～平成 29 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 三原城跡周辺整備事業(1)</p> <p>●内容 駅北の三原城濠周辺の公園整備，史跡と緑の調和した街づくりに向けて城跡景観の復元と市民が憩える空間を創出する。 ○通り丁を意識した通路広場の整備 ○天主台への入り口整備 ○ライトアップ</p> <p>●位置 城町</p> <p>●実施時期 平成27年度～平成28年度</p>	<p>三原市</p>	<p><位置付け> 三原市のシンボルである三原城跡を今以上に市民の憩いの場や交流の場として活用するために，駅北の三原城濠周辺の整備を行い，市の個性としてアピールし，都市観光等を地域活性化に結びつける。</p> <p><必要性> 来街者の増加，集客力及び回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備補助金</p> <p>●実施時期 平成27年度～平成28年度</p>	
<p>●事業名 三原城跡周辺整備事業(2)</p> <p>●内容 ペアシティ西館横の濠(中門跡)の整備 ○石垣の修復 ○水質浄化設備・景観パネルサインの設置 ○ライトアップ</p> <p>●位置 城町</p> <p>●実施時期 平成29年度～平成31年度</p>	<p>三原市</p>	<p><位置付け> ペアシティ西館横の中門跡周辺整備等を行い，三原市のシンボルである三原城跡を，市の個性としてアピールし，都市観光等を地域活性化に結びつける。</p> <p><必要性> 来街者の増加，集客力及び回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備補助金</p> <p>●実施時期 平成29年度～平成31年度</p>	
<p>●事業名 三原城跡周辺整備事業(3)</p> <p>●内容 駅南の船入櫓跡周辺整備 ○二重櫓・多門櫓の調査 ○石垣の修復 ○便益施設の整備 ○船入櫓の汚泥の浚渫</p> <p>●位置 城町</p> <p>●実施時期 平成29年度～平成31年度</p>	<p>三原市</p>	<p><位置付け> 市街地に点在している三原城の遺構の一つである船入櫓跡を当時の姿に復元し存在感を高めるとともに，点在する遺構の魅力向上を図る。遺構を繋ぐ回遊路を形成することにより，市の個性としてアピールし，都市観光等を地域活性化に結び付ける。</p> <p><必要性> 来街者の増加，集客力及び回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備補助金</p> <p>●実施時期 平成29年度～平成31年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 三原市立地適正化計画策定事業</p> <p>●内容 都市再生特別措置法第 81 条に規定される立地適正化計画を策定する。</p> <p>●位置 都市計画区域（備後圏・本郷）</p> <p>●実施時期 平成 27 年度～平成 29 年度</p>	三原市	<p><位置付け> 医療・福祉・商業等の都市機能や居住機能を一定区域に誘導することにより、コンパクトなまちづくりを推進する。</p> <p><必要性> 暮らしやすいまちを形成し、来街者の増加、街なか居住の推進を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 集約都市形成支援事業</p> <p>●実施時期 平成 27 年度～平成 29 年度</p>	

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 駅前東館跡地活用整備事業</p> <p>●内容 駅前東館跡地へ図書館を含めた公民複合施設や広場、駐車場等を整備する。</p> <p>●位置 城町</p> <p>●実施時期 平成 28 年度～平成 31 年度</p>	三原市及び民間事業者	<p><位置付け> 駅前東館跡地（約 6,000 m²）へ、集客拠点として、図書館を含めた公民複合施設や広場、駐車場等を整備することにより、中心市街地への来街者の増加及び滞留時間の増加を図る。</p> <p><必要性> 来街者の増加、商業の活性化、集客力及び回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置</p> <p>●実施時期</p>	
<p>●事業名 三原城濠浄化事業</p> <p>●内容 ペアシティ西館横の濠（中門跡）の浄化を先行的に実施した後、天主台跡周辺の汚泥浚渫など、濠の浄化を実施する。</p> <p>●位置 城町</p> <p>●実施時期 平成 26 年度～平成 28 年度</p>	三原市	<p><位置付け> 三原市のシンボルである三原城跡を、市の個性としてアピールし、都市観光等を地域活性化に結びつける。</p> <p><必要性> 来街者の増加、集客力及び回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置</p> <p>●実施時期</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 港湾環境整備事業</p> <p>●内容 港湾施設の安全性や利用環境を促進するため、遊歩道の整備や駐車場の補修工事を実施する。</p> <p>●位置 港町・城町</p> <p>●実施時期 平成 27 年度～</p>	三原市	<p><位置付け> 三原市の魅力である港の景観を活かし、港湾施設の利便性や安全性を確保することで、賑わい、交流の場を創出する。</p> <p><必要性> 来街者の増加、集客力及び回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置</p> <p>●実施時期</p>	
<p>●事業名 S L 設置・展示事業</p> <p>●内容 S L (C57 型) を中心市街地内の集客効果の高い場所に設置，展示する。</p> <p>●位置 城町</p> <p>●実施時期 平成 28 年度～</p>	三原市及び民間事業者	<p><位置付け> 三原市のものづくりの歴史の象徴の一つである蒸気機関車 (C57 型) を展示することで、市の個性としてアピールし、都市観光等を地域活性化に結びつける。</p> <p><必要性> 来街者の増加、集客力及び回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置</p> <p>●実施時期</p>	
<p>●事業名 街路灯整備事業</p> <p>●内容 商店街に統一的な L E D の街路灯を整備する。</p> <p>●位置 城町</p> <p>●実施時期 平成 29 年度</p>	三原駅前商店街振興組合	<p><位置付け> 商店街に統一的な L E D の街路灯を整備することで、安心・安全で環境に配慮した街づくり，商店街の景観形成の向上を図り，地域活性化に結びつける。</p> <p><必要性> 来街者の増加，商業の活性化，集客力及び回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置</p> <p>●実施時期</p>	